

## 1. 印象に残ったこと、学んだこと、今後に向けての課題・提案

- \* 制度はすでにスタートしているのだから、より良くしていく方法で、行政、事業者、消費者がそれぞれの責任を果たしていくという前向きな対策を進めていただきたいと思います。ASCON の評価は今後も継続していただければと思います。鈴木先生をはじめ科学者委員会のみなさまに深く感謝申し上げます。
- \* パネリストの人数を減らし、各々の話をもう少し長く・・・。
- \* 超高齢社会となった日本においては、健康長寿社会の実現が目指すべき姿であり、そのためにはいかに健康を維持していくかが、極めて重要な視点であることは誰もが認めることだと思います。ならば、健康長寿に資することができる食品の機能性成分は有効に利活用すべきで、そのような制度を実現すべきで、その先頭に立つのは行政であるべきです。現状がどうのこうのと言ってないでサッサとやるべきことをやれるように業務改革して実行していただきたい。特に行政側の主体に強く望みます。
- \* 具体的にヒアリングがされていた。
- \* 合剤についてや、過剰摂取など、課題が多くあることが理解できました。
- \* 「打消し表示」は優良誤認を招く危険な広告ではないかと思います。
- \* ASCON 科学者委員会の評価システムの考え方や今後の進め方について理解することができた。
- \* 行政、業界団体、消費者側それぞれの意見をうかがうことができました。届出内容の科学的評価は非常に難しいとは思いますが、今後の評価にも期待しています。
- \* 武田先生が話されておられた私見で、保健機能食品全体を見据えた根拠法令は必要ではないかと思えます。(企業ではなく国がもっと関与すべき)。
- \* 健康食品の関連団体(業界)がもっと消費者目線で行政と向き合い様々な調整をしていくべきだと思います。
- \* 消費者、事業者、行政、コンサルのそれぞれの立場で意見を聞いたのはとても勉強になりました。合剤の考え方については RCT でも認められないというのは場合によると思います。科学的根拠というならば身体の面からも考えた結論であるか開示してほしい。
- \* 海外の情勢が勉強になりました。消費者相談を受けているものとして、消費者教育の必要性を感じていました。まさに最後に河野さんがお話しされた通りです。問い合わせしてくる消費者はものすごい量のサプリを飲んでいきます。過剰摂取の情報も消費者に分かりやすい提供が必要と感じます。
- \* 科学的根拠に基づく表示・広告と、ものを売りたい事業者の考えを合わせることはとても難しいと再認識した。取締りを強化することで適正化していくと感じています。事業者からの申請を受理・許可する表示企画課と、その表示・広告を取り締る対策課は別の組織体(課)でよいのか疑問であった。
- \* 評価結果を消費者庁が中立的と感じているのなら積極的に利用を促す等、せっかくの DATA を利用・活用できるとよいと思いました。
- \* 機能性表示食品制度は事業者責任であることを強く認識した。より良い制度になるよう今後も議論を活発にしていきたい。
- \* 複数の方面からの意見が聞けて良かった。現実的かどうかより、正論かどうかという指摘は大切であるが、現実的でなければ指摘が反映されないというジレンマは何か対策できないものか。少し正論によりすぎていると感じた。

- \*健康食品全般への取締りが強化される中、機能的表示食品の大きな課題は“有効性”だと思います。科学的エビデンスがなければ、真に消費者の健康に貢献することはできないと思います。制度上チェックできませんが、業界での底上げを図っていくべきだと感じています。
- \*中立な専門家による貴重な評価だとは思いますが、「安全性」や「エフェクトサイズ」が評価の対象外というところはとても残念です。(もちろんその理由は理解しております)。特にエフェクトサイズは経済的被害とも関連すると思いますので、評価の考え方に点検のポイントを示して、事業者に求めるところまででもやっていただけることを期待します。
- \*日本人の健康を考えるとしたら、厚労省が疾病者を対象にした食品制度を運用することが効果的なのではと感じました。
- \*一番に消費者のことを考え、消費者の合理的な選択に資する製品を事業者として提供する必要があると改めて強く感じました。
- \*制度の在り方、事業者としてどういった貢献ができるのか考えさせられる内容でした。
- \*ASCON 科学者委員会のご努力に敬意を表します。急激に増加しつつある登録件数に対して、評価が追いつくための持続可能な仕組みについてどのようにお考えになっているか、もう少し知りたいと思いました。
- \*消費者が正しく理解することの課題。3つの制度を正しく理解されていない。景表法の規定は全体を見て判断。科学的根拠の判定の課題、消費者は尚さら解らない。事業者責任で消費者視点の表示を。
- \*科学者委員会の活動について、正しい情報提供の一助になる唯一の団体であり、第三者としての評価ができる団体がもう一つあることにより信頼性が高まるとは思いますが、難しいです。科学的評価について極められるのであればガイドラインや内閣府の制度(regulation)の視点は除いたスタンスに特化するのか、中途半端な対応が(そうみえる)気になります。消費者の対応へも影響力のある団体でありますし、現実的な検証のレベルの不十分さも加味した regulatory science の視点、社会科学の視点も踏まえた判断視点も入れるべきと思いますが、どちらのスタンスか明確にして活動された方がよいと思いました。失礼お許しください。

## 2. ASCON の今後のセミナーのテーマや、活動についての要望・意見

- \*今後も継続を。
- \*合剤の件に関しては唐木さんの言うように、相加作用の有効性の証明があつて科学的根拠とすべきで、そこに鈴木氏の言うような各成分の配合量の厳密な証明まで求めるべきではないかと思慮します。そのような考えではドクターヘリは実現していなかったでしょうに。
- \*A1～A310(以降も)の評価についてもっとPRして、消費者の選択の幅を広げてほしいと思います。
- \*今後ますますのご発展をお祈りいたします。
- \*難しい科学情報をどうにかしたらよいか。届出情報の(本当の)読み取り方の指導。
- \*内容によっては行政の方が出席いただくセミナーが有意義だと思います。ぜひどんどんいろんな議論の場に引っ張りだしてほしいです。
- \*消費者教育の好事例の紹介。
- \*消費者リテラシー。勉強会を充実させてほしいと思っております。
- \*引き続き一緒に勉強させていただきたく思っております。
- \*A1～310 まで評価されたことに敬意を表します。いつも勉強させていただいています。ありがとうございます。